

ふるさと切手「国土緑化」

初日用通信日付印の使用【郵便局株式会社】

1 窓口での依頼

使用日時	使用局	使用する初日用通信日付印の種類
20.6.13 (9:00-12:00)	札幌中央、 仙台中央 、千葉中央、横浜中央、東京中央、長野中央、新潟中央、金沢中央、岐阜中央、名古屋中央、京都中央、大阪中央、神戸中央、岡山中央、広島中央、松山中央、福岡中央、長崎中央、熊本中央、鹿児島中央及び那覇中央	(1)及び(3)の初日印 (1) (3)
	旭川中央、釧路中央、函館中央、 青森中央 、 盛岡中央 、 秋田中央 、 山形中央 、 福島中央 、水戸中央、宇都宮中央、前橋中央、さいたま中央、渋谷、新宿、上野、日本橋、京橋、神田、芝、甲府中央、富山中央、福井中央、静岡中央、津中央、大津中央、大阪東、奈良中央、和歌山中央、鳥取中央、松江中央、広島東、福山、山口中央、高松中央、徳島中央、高知中央、北九州中央、佐賀中央、大分中央及び宮崎中央	(1)及び(2)の初日印 (1) (2)

2 郵便による依頼

受付局	受付期限	使用する初日用通信日付印の種類	初日印として使用する日付印
〒100-8799 東京中央局 (秋田中央局名によります。)	平成20年6月2日(月) (当日消印有効)	(1)及び(2)の初日印 (1) (2) 	表示年月日：20.6.13 秋田中央局の風景印

注1 (2)及び(3)の初日印の引受消印は、外国あてに限るものとします。

注2 郵便による申込みに係る初日押印の場合、引受消印をする郵便物又は記念押印する物件の大きさは、定形郵便物の最大寸法を超えないものに限るものとします。

注3 使用する日付印の種類を押印見本については、それぞれの使用局名及び日付に読み替えます。